

文部科学省 委託研究

平成27年度 学校を核とした地域力強化プランーコミュニティ・スクール導入等促進事業

# そうべつ学校運営協議会 運営マニュアル



壮瞥（そうべつ）町型  
学校運営協議会の運営に係るマニュアルの作成

— 『地域とともにある学校づくり』の推進—

平成28年3月 壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会 編集

## はじめに

平成16年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会を設置できる「コミュニティ・スクール」制度が創設されました。この制度は地域住民、保護者等が、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら、学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目指すものです。

壮瞥町は、伝統的に学校と地域の結びつきが強い地域で、地域とともにある学校づくりの様々な取組が行なわれており、平成23年度には、文部科学省委託事業「学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた実践研究」の指定を受け、「学校改善の実効性を高めるための学校評価の在り方」を研究課題として、壮瞥町型学校評価システムの構築と、そうべつ学校評価マニュアルを作成し、保護者や地域住民による学校関係者評価の実施など、地域とともにある学校づくりに向けた学校運営の改善と発展に向けた実践に取り組んでいるところです。

こうした背景のもと、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの取組を更に推し進めるため、平成27年4月に、町内すべての小中学校について、学校運営協議会を置く学校に指定し、コミュニティ・スクールの取組を始めたところではありますが、幸いにも、平成27年度に文部科学省委託事業「学校を核とした地域力強化プランーコミュニティ・スクール導入等促進事業」の指定を受け、「『地域とともにある学校づくり』の推進」を研究課題として、調査研究に取り組み、本冊子としてまとめたものです。

この成果が現れるには、更に継続的な研究と実践が必要ですが、本冊子にまとめられたことが、町内をはじめ、コミュニティ・スクール制度を推進する各学校で生かされることを願っております。

また、研究途上のものですので、皆さまからのご指導・ご助言をいただけることを願っております。

終わりにになりましたが、本研究の推進にあたり、ご指導・ご助言をいただいた北海道教育庁胆振教育局など、関係の方々に厚くお礼を申し上げます。また、本研究の推進力となってくださった壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会の皆様に心より敬意を表し、感謝申し上げます。

平成28年3月

壮瞥町教育委員会  
教育長 田鍋 敏也

# 目 次

はじめに	1
<b>そうべつ学校運営協議会運営マニュアル</b>	<b>3</b>
1 そうべつ型学校運営協議会運営の基本的な考え方	4
2 学校運営協議会の役割と組織	5
3 学校評価の基本的な考え方	7
4 学校評価の進め方	10
5 学校評価を進める体制づくり	12
6 重点目標（取組目標）の設定の考え方	14
7 評価の観点・達成基準の考え方	16
8 自己評価の進め方	18
9 学校関係者評価の進め方	20
10 第三者評価の進め方	22
11 学校評価書様式及び記入例	25
<b>参考資料</b>	<b>27</b>
1 壮瞥町立学校管理規則（抄）・壮瞥町立学校運営協議会規則	28
2 壮瞥町立学校評価実施要綱	32
3 壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会での検討状況	36

# そうべつ学校運営協議会 運営マニュアル

『地域とともにある学校づくり』を進める

学校運営協議会運営マニュアル

# 1 そうべつ型学校運営協議会運営の基本的な考え方

公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域の皆さんのニーズが学校運営により一層的確に反映されることが重要であることから、平成16年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画することが可能となるコミュニティ・スクール制度が導入されました。

コミュニティ・スクール制度は、地域住民、保護者等が、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら、学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目指すものです。

壮瞥町教育委員会では、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、地域の住民や保護者の要望を的確に反映して一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域に信頼され、地域とともにある学校づくり」を進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置する学校）を指定します。

壮瞥町内のすべての小学校、中学校では、平成24年度から始まった『そうべつ型学校評価システム』において、学校評価を行うため、保護者・地域住民により構成される『学校関係者評価委員会（各学校6名。うち3名は学校評議員と兼務）』による学校関係者評価の取組が進められています。

『そうべつ型学校評価システム』では、学校教育目標、学校経営方針と、これに基づく評価項目、具体的な取組について、校長から学校関係者評価委員会へ説明を行った上、年度末までに、学校関係者評価委員会による意見、提案等をいただくという学校評価の流れになっており、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくりの取組が進められており、壮瞥町内のすべての学校では、すでに、コミュニティ・スクール制度を受け入れできる環境が整っているものと考えます。

壮瞥町におけるコミュニティ・スクール制度は、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う学校運営協議会を設け、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組むことを目的に、導入を進めるものです。

## 2 学校運営協議会の役割と組織

### (1) 学校運営協議会の役割

学校運営協議会は、(1)学校の運営に関する基本的な方針について承認する、(2)学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる、(3)教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べるができる、という役割を担います。

また、そうべつ型学校運営協議会では、学校運営協議会が学校関係者評価の役割も担うこととしています。

### (2) 学校運営協議会を置く学校の指定（規則第3条）

学校運営協議会を置く学校の指定は、壮瞥町教育委員会が行います。

壮瞥町内すべての小学校、中学校について、平成27年4月14日に指定を行っています。

また、指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとします。

### (3) 学校運営協議会の組織・会議等（規則第4条～第11条）

学校運営協議会は、6名以内の委員で構成します。

委員の任命は、①保護者、②地域住民、③教育に関し識見を有する者等の中から校長の推薦により、教育委員会が行います。

委員の任期、身分、報酬、会議及び議事手続等の詳細については、次のとおりです。

任 期	任命の日から当該年度の末日まで
身 分	地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤の特別職
報 酬	無償
会長・副会長	委員の互選により定める。
会議及び議事手続等	1 会議は、会長が招集し、議長となる。 2 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 議事は、校長又は会長が提出する。

なお、学校運営協議会は、学校関係者評価の役割を担うことから、1年度間に3回以上、会議を開催する必要があります。

(4) 基本方針等の承認（規則第12条）

学校運営協議会の担う重要な役割の一つに「基本方針等の承認」があります。

「基本方針等の承認」に係る事項は、以下のとおり設定します。

- ① 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- ② 教育課程の編成に関すること。
- ③ 組織編成に関すること。
- ④ 予算執行に関すること。
- ⑤ 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

学校運営協議会は、学校関係者評価を行うことを役割の一つとしています。

『そうべつ型学校評価システム』では、町の教育行政執行方針、学校教育目標を基に、学校経営方針及び重点目標など基本的な項目を設定し、学校評価を進めますが、年度当初の学校運営協議会の会議の際に、当該年度の学校評価と併せ、上記①～⑤についても説明を行い、承認を得ることとします。

(5) 意見の申出等（規則第13条）

学校運営協議会は、法第47条の5第4項から第6項までに定めるところにより、学校運営、教職員の任用等について意見を述べることができます。

(6) 運営に関する評価と情報提供（規則第14条）

学校運営協議会は、学校関係者評価を行なうに当たって、1年度間に3回以上会議を開催します。学校運営協議会の活動状況や会議の様子などを、学校だより等を通じて、積極的に情報提供に努める必要があります。

(7) 指定の取消し（規則第16条）

学校運営協議会が、以下に該当する場合には、教育委員会は、コミュニティスクールの指定を取り消します。

- ① 協議会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。
- ② 指定校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

また、学校運営に著しい支障が生じる場合等には、校長は、教育委員会に指定の取消しの申出ができます。

(8) 年度当初の会議の招集（規則附則第2項）

学校運営協議会委員の任期は1年であり、年度当初は、会議の招集権者である会長が決まっていないことから、1回目の会議は、校長が招集します。

また、会議は、学校関係者評価を行う会議のほか、必要に応じて、随時、会長が招集し、開催することができます。

### 3 学校評価の基本的な考え方

#### 1) 学校評価の目的と役割

学校評価は、子どもたちが安心して生き生きとした学校生活を送ることができるよりよい学校づくりに資するものです。学校評価の取組を通じて、学校の教育活動の成果や課題を把握することができ、成果の見られた取組の一層の充実を図り、課題を解決していくことで、よりよい学校づくりを推進していくことができます。

また、限られた時間や人員で、必要度や緊急度の高い教育活動や、教育効果の高い活動に重点的に取り組む上でも重要な役割を果たすもので、教育の質の保証・向上、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくりを目的とするものです。

#### 2) 壮瞥町の目指す学校評価

町内の小中学校は、それぞれの地域における唯一の教育機関として、その機能を十分に発揮することが求められています。そのため、学校は、常に保護者や地域の希望や願いを把握し、学校経営の改善を図り、より質の高い教育活動、学校運営を展開する必要があります。

そこで、本町では負担が少なく、誰にでもわかりやすく、そして将来においても持続可能で効果的な学校評価システムの構築と併せて簡便な「そうべつ学校評価実施マニュアル」を策定し、活用することで、教職員をはじめ、関係者が達成感や有効性を感じながら、学校が改善され、子どもに成果が還元される学校評価を目指しています。

#### 3) そうべつ型学校評価システムの構築

そうべつ型学校評価システムは、文部科学省が示す「学校評価ガイドライン」に基づきながら、評価者の負担軽減に向けた評価システムの構築、町の教育的課題への取組や縦・横断的な保・小・中の連携、地域との連携協力を評価の対象とするシステムの構築、年間評価スケジュールの設定など、本町のような小さな自治体でも実効性のある評価システムの構築を図っています。

##### 【具体的な内容】

- ・町の教育的課題への重点的な取組（全ての学校の共通目標）
- ・学校経営方針（個別）に対応した各校個別の重点目標・取組目標の設定
- ・負担軽減を図るための評価項目の重点化と精選
- ・評価の判断根拠となる観点、達成基準の明確化
- ・地域や保育所・学校間と連携した教育活動の取組

#### 4) そうべつ型学校運営協議会・学校評価マニュアルの作成

そうべつ型の学校運営協議会の運営や学校評価の方法について、具体的に実践するための手引書として、本マニュアルを作成し、運営・評価の進め方、考え方を示すほか、統一した学校評価書の様式を定め、各学校の改善はもとより、教育活動全般の質の向上を図ります。

# 学校評価の役割と目的（基本的な事項）

## 学校評価の役割と目的

### 学校評価の役割

学校評価は、子どもたちが安心して生き生きとした学校生活を送ることができるよりよい学校づくりに資するものです。

学校評価の取組を通じて、学校の教育課題の成果や課題を把握することができ、成果の見られた取組の一層の充実を図り、課題を解決していくことで、よりよい学校づくりを推進していくことができます。

また、限られた時間や人員で、必要度や緊急度の高い教育活動や、教育効果の高い活動に重点的に取り組む上でも重要な役割を果たします。

### 学校評価の3つの目的

#### 1 教育の質の保証・向上

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。

#### 2 学校運営の改善

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。

#### 3 信頼される開かれた学校づくり

各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。

# 学校評価のイメージ

第三者評価…第三者（学校運営に関する専門家等）による評価

学校関係者評価…学校運営協議会による評価

自己評価…教職員による評価

具体的かつ明確な目標等を設定し、  
実行し、自ら評価する。



【外部アンケート等】

児童生徒・保護者等を対象にアンケート等による評価であり、自己評価の資料等に活用する。

学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価する。

これにより、教職員と共通理解を図るとともに、学校改善のために教職員と連携協力する。

自己評価、学校関係者評価結果等を参考として、学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価する。

評価結果を学校・設置者等にフィードバックして改善を促し、学校運営の質を高める。

## 4 学校評価の進め方

学校評価は、文部科学省の「学校評価ガイドライン」で推奨しているP D C Aサイクルに基づいて推進します。このマネジメントシステムを十分に理解し、活用すると、学校改善の最も有効で効果的な手法となります。

また、第三者評価は、専門的な分析や助言によって、学校の優れた取組や、学校の課題の改善策が明確になり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながります。

### 〈P D C Aサイクルに基づいた学校評価の進め方〉

#### ■ P L A N 3月～4月上旬

- ・町の教育行政執行方針、前年度の学校評価及び学校教育目標を基に、本年度の学校経営方針及び重点目標など基本的な項目を設定します（評価委員会）
- ・取組目標の設定及び評価観点、達成基準の設定（評価部会）
- ・職員会議等で説明、共通理解を図ります。

#### ■ D O 4月中旬～10月下旬

- ・目標達成を目指し、学校運営を実践  
学校行事や年間スケジュールの公表、研修会の開催
- ・アンケートの実施（中間、最終の2回程度）  
保護者、児童生徒の調査項目の共通化、複数年の継続化を検討

#### ■ C H E C K 11月下旬～2月上旬

##### C H E C K 1 11月下旬～12月中旬

- ・自己評価の実施 アンケート集計・分析、達成基準を参考に実施
- ・評価委員会での課題、改善策の検討
- ・自己評価書の作成

##### C H E C K 2 12月下旬～1月下旬

- ・学校関係者評価の実施 自己評価の検証と改善策への提言

##### C H E C K 3 2月上旬～2月中旬

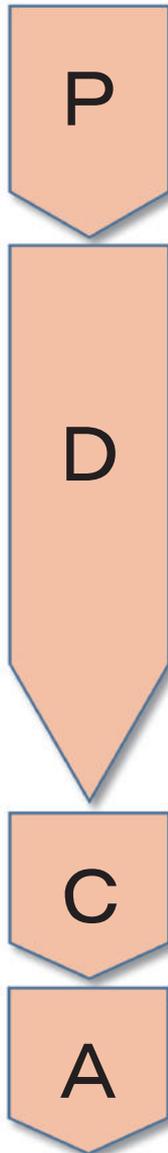
- ・第三者評価の実施

#### ■ A C T I O N 2月中旬～2月下旬

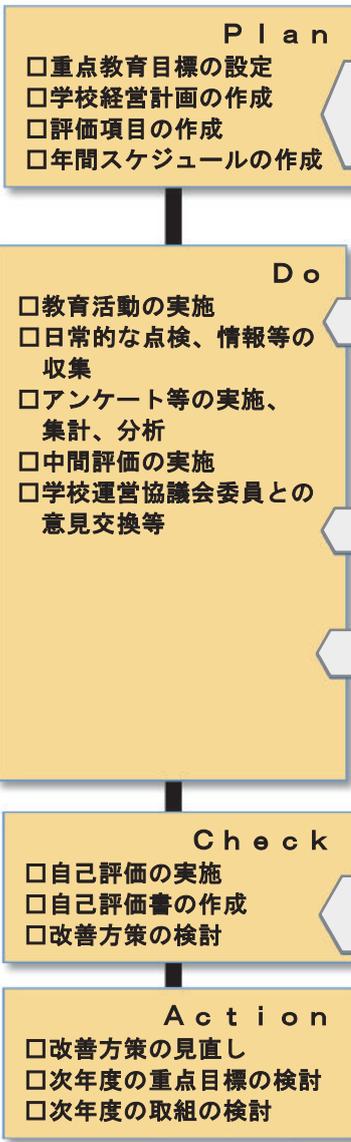
- ・次年度に向けた改善策等の検討
- ・評価書の作成及び委員会への報告
- ・結果の公表 → 学校だより、学校ホームページへの掲載

# 学校評価の進め方

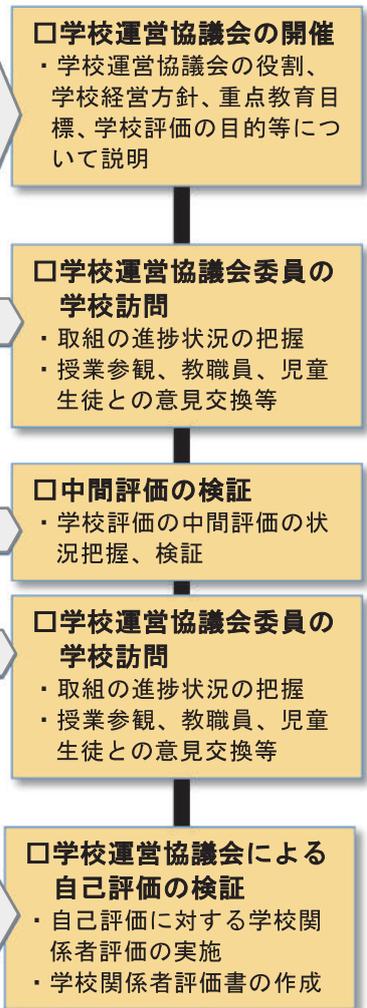
マネジメントサイクルの確立



自己評価



学校関係者評価



第三者評価委員会

- ・総合的な観点による改善策の助言
- ・第三者評価書の作成

教育委員会へ報告

## 5 学校評価を進める体制づくり

### 1) 学校評価委員会

学校評価は、全教職員が参加して、組織的に取り組むことが重要です。

学校の経営方針や重点目標を全員が認識し、具体的な取組目標（評価項目）や観点・達成基準を自らが練り上げ、共有化することが大切です。

具体的には、学校評価委員会（以下「評価委員会」という。）を組織し、実施することになりますが、学校経営方針と評価項目（学校評価）との整合性を図り進めることが効果的であることから、学校経営方針を策定する組織を活用することが望ましいと考えます。

評価委員会は、重点領域等を検討する評価部会（2～3程度）を設置し、全ての教職員がいずれかの部会に参加し、学校評価に取り組むこととなります。

また、検討した事項について、全体委員会や職員会議等で説明し、情報の共有化を図ります。

評価委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導部長及び評価部会長（兼任可）で組織します。

### 2) 学校運営協議会（学校関係者評価）

学校運営協議会は、(1)学校の運営に関する基本的な方針について承認する、(2)学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し意見を述べるができる、(3)教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べるができる、という役割を担い、また、そうべつ型学校運営協議会では、学校運営協議会が学校関係者評価の役割も担います。

平成24年度から実施している「そうべつ型学校評価」では、町の教育行政執行方針、学校教育目標を基に、学校経営方針及び重点目標など基本的な共通取組目標として設定し、学校評価を進めますが、学校評価書が、学校の運営に関する基本的な方針を具体化したものであることから、学校評価書の承認をもって、学校運営協議会による基本的な方針の承認とします。

学校関係者評価の目的は、自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民・保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を図り、協力することにより、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにするために設置します。

学校運営協議会委員は、保護者、学校評議員、PTA関係者、保育士、地域住民、ボランティアなど学校や児童生徒との関わりが多く、さまざまな情報を有している人の中から6名を校長の推薦により、教育委員会が任命します。

また、学校関係者評価の基本姿勢は、学校の問題点・欠点を探すことに視点を置くのではなく、学校の良さや頑張っているところはどこか、学校に対して自分たちがどのような貢献ができるか、という共感的・支援的な認識のもと、評価に臨むことが大切です。

# 学校評価を進める体制づくり

## 学校評価委員会の設置

校長のリーダーシップのもと、全教職員が参加して、組織的に取り組む校内体制

### 学校評価委員会

学校評価を中心となって実施するための組織を、既存の組織を活用するなどして設置する。

#### 【検討事項】

- |                                    |                 |
|------------------------------------|-----------------|
| ①学校評価年間スケジュール                      | ④評価結果の集約、分析、改善点 |
| ②評価項目や評価指標、評価基準                    | ⑤自己評価書の様式、原案    |
| ③児童生徒、保護者、地域住民等へのアンケート<br>内容と結果の集約 | ⑥学校関係者の評価書の様式   |

自己評価→「自己評価書」

## 学校運営協議会の設置

### 学校運営協議会

保護者、地域住民、児童生徒の健全育成にかかわる関係者など6名で構成する。

#### 【実施のための資料と説明】

- ①重点目標など、具体的な目標や計画
- ②本年度の自己評価の評価項目の取組状況
- ③前年度の自己評価、学校関係者評価の結果
- ④前年度の自己評価、学校関係者評価の結果を踏まえた改善の状況

#### 【主体的・能動的な評価活動と活動内容】

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・授業や学校行事の参観</li><li>・施設、設備の観察</li><li>・校長、教頭、教職員や児童生徒との対話</li></ul> | } 学校との十分な意見交換<br>→学校の状況についての共通理解 |
|---|----------------------------------|

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ①自己評価の結果の内容          | ③学校の重点目標や自己評価の評価項目 |
| ②自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策 | ④学校運営の改善に向けた実際の取組  |

主体的・能動的な評価活動→「学校関係者評価書」

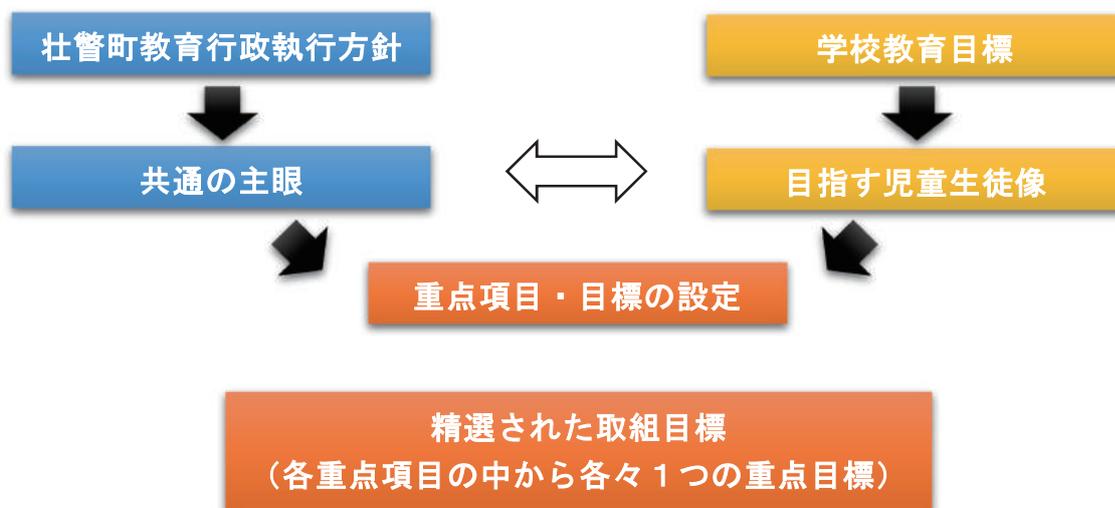
## 6 重点目標（取組目標）の設定の考え方

学校評価を実施する際の取組目標（評価項目）の設定は、町内の全小中学校で取り組んでもらう「共通取組目標」と、各学校で重点化して取り組む「学校取組目標」に区分しています。

### 【共通取組目標】

年度の教育行政執行方針の中から、教育委員会と校長会で協議し、2～3項目の主眼（柱）を精選し、設定します。各校は、選ばれた各主眼とリンクした年度の重点項目と具体的な重点目標を設定し、その中の一つを取組目標として精選します。

### 【イメージ図】

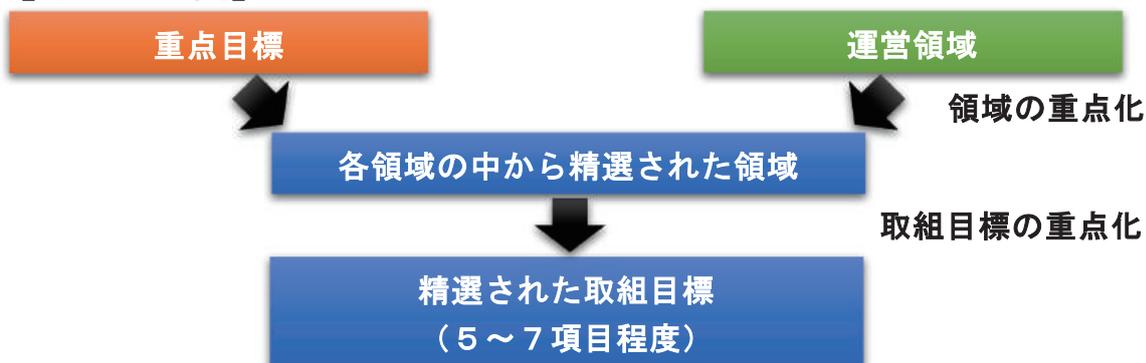


### 【学校取組目標】

共通の取組目標以外の重点目標とリンクする領域（運営領域※）の中の具体的項目から5～7項目を学校取組目標として精選します。

※領域の具体的項目は各学校で設定

### 【イメージ図】



※【運営領域】

- |          |            |               |             |
|----------|------------|---------------|-------------|
| A. 学習指導  | B. 児童生徒指導  | C. 道徳指導       | D. 特別活動     |
| E. 進路指導  | F. 健康・安全指導 | G. 特別支援教育     | H. 保護者・地域連携 |
| I. 研修・研究 | J. 保・学校間連携 | K. その他（教育環境等） |             |

# 重点目標（取組目標）設定の考え方

## 目標の設定

### 【共通取組目標】

当該年度の教育行政執行方針から、教育委員会と校長会で協議し2～3項目の主眼（柱）を精選し、設定します。各校は各主眼とリンクした年度の重点項目と具体的な重点目標を設定し、その中の一つを取組目標として精選、設定します。

### 【学校取組目標】

「共通の取組目標以外の重点目標とリンクする運営領域の中の具体的項目から5～7項目を学校取組目標として精選し、設定します。

### 【運営領域】

- A. 学習指導    B. 児童生徒指導    C. 道徳指導    D. 特別活動  
E. 進路指導    F. 健康・安全指導    G. 特別支援教育    H. 保護者・地域連携  
I. 研修・研究    J. 保・学校間連携    K. その他（教育環境等）

## 具体的な取組の設定までの流れ

教育行政執行方針

○町教育行政執行方針

学校の教育目標

○明確なビジョンの下、学校全体で目指す大きなねらい

目指す児童生徒像

○目指す児童生徒の具体的な姿

重点項目・目標

○学校が特に力を入れて取り組もうとすること（重点化）

- ・教育活動や経営活動に関わる様々な計画の関連づけ
- ・目指す児童生徒像の実現のための具体的な目標
- ・全教職員による共通理解と連携

具体的な取組

○重点目標に迫るための具体的な取組（例）

- ・朝の挨拶運動や声かけ運動を実施し、指導を徹底する。
- ・家庭や地域社会と共に考える「生徒指導通信」を月1回発行する。

## 7 評価の観点・達成基準の考え方

### 1) 評価の観点の考え方

自己評価は、町・学校の教育目標を踏まえた年度の重点目標の達成に向けて、具体的な取組がどの程度達成されたかを検証するものです。

評価の項目は、当該年度に設定された重点目標や運営領域から精選された重点化の項目とすることが大切であり、必ずしも教育活動や学校運営全般について評価する必要はありません。

評価の観点は、具体的な取組内容について、どのような視点で評価してもらうかを示すものです。具体的で簡潔でわかりやすく表現し、評価者によって捉え方が異なるないように設定します。

評価の客観性・信頼性を高めるために数値目標化できる取組を多く取り入れることは有効と考えますが、取組内容によっては、数値で評価できないものも数多くあります。学校評価の本来あるべき姿が見失われないようにすることが大切です。

### 2) 達成基準の考え方

取組の成果を確認し、課題や改善点を明確化するためには客観的な基準を設けておくことが大切です。そこで、取組の成果を確認する手段として、次の3つの指標を適切に用いて対応します。

## 【3つの指標】

### ○取組指標

教育活動や学校運営などにおいて、教職員がどの程度取り組んだかを観るものです。

・・・→ 主にアンケート調査による確認。数値化も可。

### ○成果指標

教育活動や学校運営などの実践の結果として、児童生徒や学校組織にどの程度の変化や変容が現れたかを見るものです。

・・・→ 主に数値による確認。アンケート調査も可。

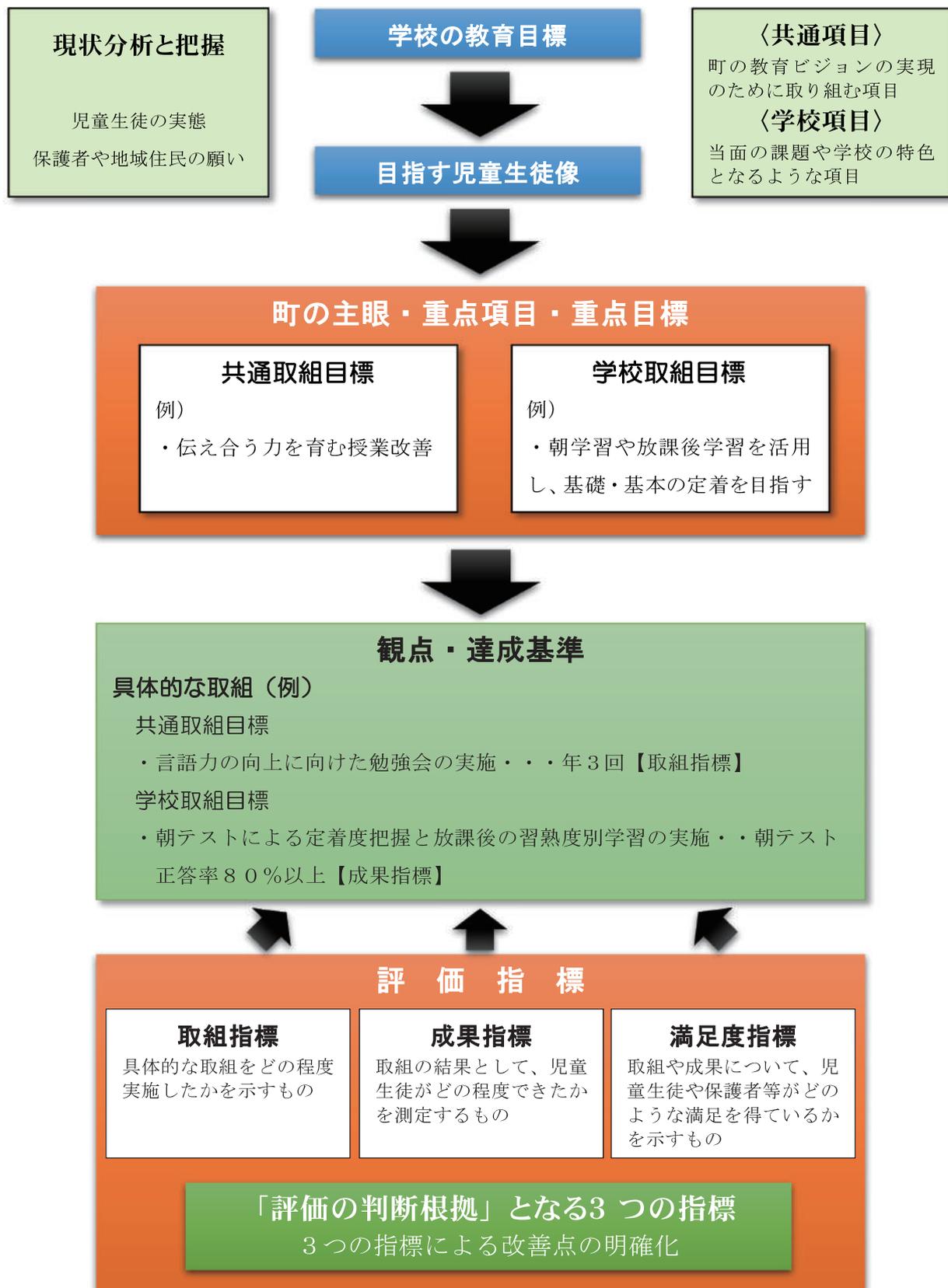
### ○満足度指標

教育活動や学校運営などを実践し、成果として出たものに対して、児童生徒や保護者、教職員などが、どの程度の満足を得ているかを見るものです。

・・・→ 主にアンケート調査による確認。

# 評価の観点・達成基準の考え方

平成〇〇年度 学校経営方針



## 8 自己評価の進め方

自己評価は、学校評価の中で最も重要で、かつ、根幹となる部分で、学校評価を実施する際のガイドラインとなります。

### ■共通取組目標

対象年度の教育行政執行方針の中から、教育委員会と校長会で、町内の小学校と中学校ごとに共通取組目標を数項目精選します。

また、「地域、保育所・学校間との連携」の項目を全校の共通取組目標として設定します。

### ■各校の取組目標

この項目は、前年度の学校評価で提言された改善項目や、学校経営方針に示された領域目標の中から、数項目（5～6程度）を精選し、評価項目として設定します。

### ■単年度目標と具体的な取組

精選した領域の具体的な目標を定め、それを実現するための具体的な取組を設定します。また、その取組の達成状況を把握するための観点と基準も設定します。

### ■実践

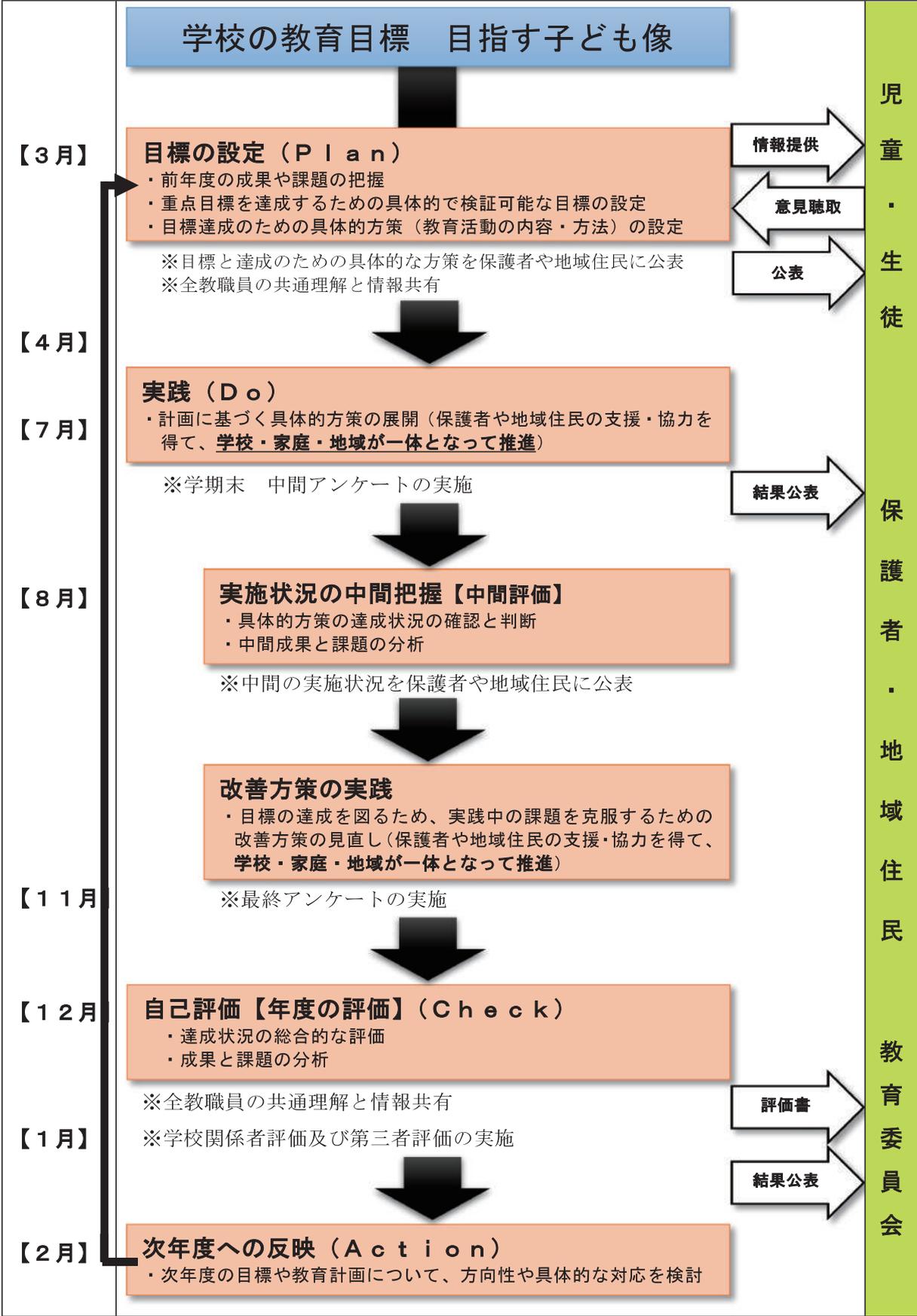
4月から具体的な取組を実施しますが、期間中に児童生徒、保護者への中間アンケート調査などにより評価状況を把握し、中間での取組の改善や基準の見直しを行います。

### ■自己評価

単年度目標の達成状況を観点、基準と照合し、総合的に分析・考察を行い、必要に応じて改善策を検討します。

※目標や具体的な取組、達成基準の設定、自己評価は学校評価委員会及び評価部会で行った後、職員会議等で教職員全員が情報の共有化と共通理解を図ります。

# 自己評価の進め方



## 9 学校関係者評価の進め方

学校関係者評価は、学校運営協議会が役割を担います。

学校運営協議会の各委員は、学校からの情報提供（学校行事等）を受け、日常の教育活動に積極的に参画し、当事者意識を持って学校改善に向けた支援策の検討や提案を行うことが求められます。

- 学校評価に関する制度の説明と町の教育方針及び学校経営方針に基づいた評価項目、具体的な取組について説明を行います。

このときに、評価の基本姿勢、視点について評価者に十分理解してもらいます。

- 各委員は、学校行事等と別に自由に学校を訪問し、日常の教育活動を観察したり、教職員との意見交換などを、積極的に行ってもらいます。

（※学校訪問などは、評価者の自由としています。）

- 期間中に、学校運営協議会や学校関係者評価に関する研修会等に参加したり、学校の取組状況について、委員同士の情報交流を深めてもらいます。

- 期間末に、学校からの自己評価の報告を受け、その内容等について自由に協議し、評価の検証や学校改善に向けた提案を行ってもらいます。それらの内容を精査し、学校関係者評価として報告してもらいます。

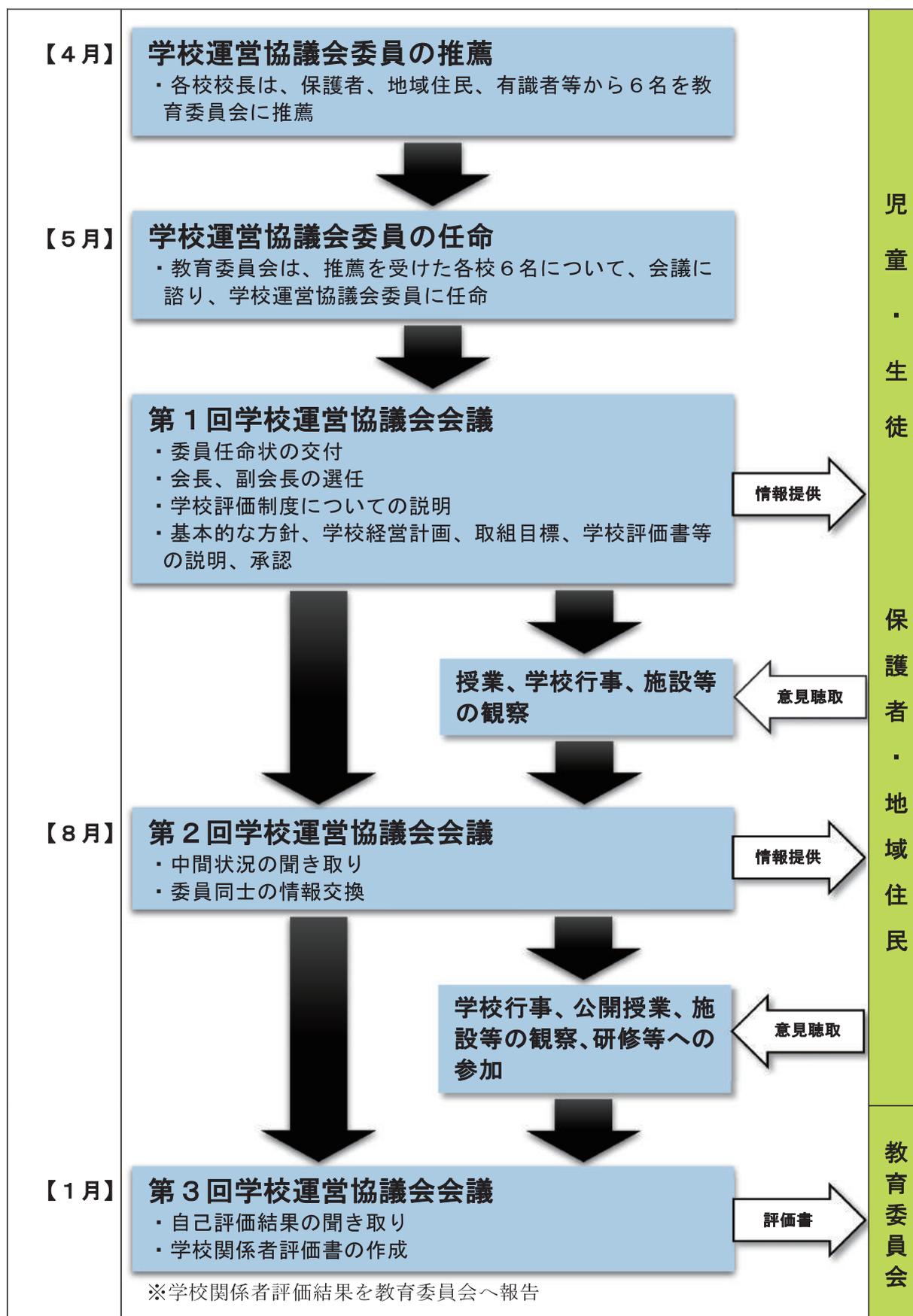
### 【学校関係者評価を充実させるための3つのポイント】

○とにかく学校を見てもらいます。

○自分の目でチェックしてもらいます。

○教職員と会話・交流しながら、意見交換に努めてもらいます。

# 学校関係者評価の進め方



## 10 第三者評価の進め方

第三者評価は、学校運営に関して識見を有する専門家等による客観的な評価を重視し、学校運営の改善に向けた新たな気づきをもたらすことを期待しています。

第三者評価委員会は、壮瞥高校の管理職や教育有識者等から委嘱された第三者評価委員3名以内で構成します。

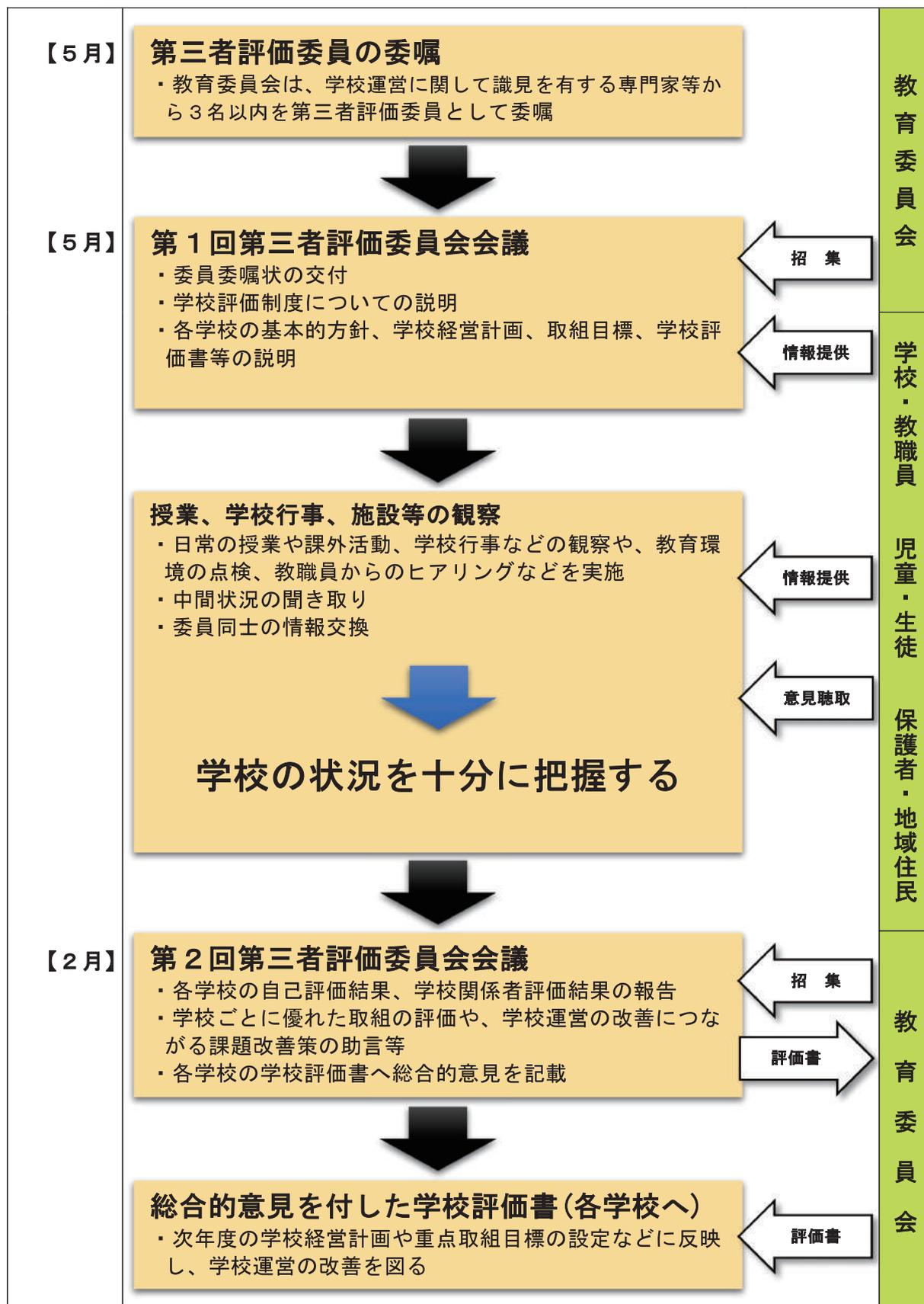
評価の進め方については、評価対象校の日常的な授業や課外活動の様子、施設等の教育環境の状態、教職員などからのヒアリングなど、各学校の運営や取組の観察を通じて、各学校の状況を把握した上で、自己評価及び学校関係者評価の評価終了後、学校の優れた取組の評価や、学校運営の改善につながる課題改善策の助言等を学校評価書の第三者評価欄に記載します。

第三者評価の評価結果については、職員会議などで確認し、全教職員の共通理解のもと、次年度の学校経営計画や重点取組目標の設定などに反映し、学校運営の改善を進めていくことが重要です。



**第三者評価は、当該校の教職員が見逃している成果を掘り起こし、学校に「やる気」と「改善」に向けた新たな気づきをもたらします。**

## 第三者評価の進め方







■ 学校関係者評価

自己評価結果の評価等	改善への提言・支援

■ 第三者評価（学校改善に向けた総合的意見）

--

# 参 考 資 料

『地域とともにある学校づくり』を進める

学校運営協議会運営マニュアル

## 【参考資料】

### 1 壮瞥町立学校管理規則(抄)・壮瞥町立学校運営協議会規則

#### 壮瞥町立学校管理規則(抄)(昭和46年教委規則第7号)

(学校運営協議会)

第4条の3 委員会は、委員会規則で定めるところにより、町立小学校及び町立中学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

#### 壮瞥町立学校運営協議会規則(平成27年教委規則第7号)

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して壮瞥町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民が学校運営への参画の推進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定)

第3条 教育委員会は、前条の取組を進めることができると認める場合には、協議会を置く学校を指定することができる。

2 教育委員会は、前項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。

3 指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。

(組織及び委員の任命)

第4条 協議会は、6人以内の委員により組織する。

2 委員は、校長のほか、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 教育に関し識見を有する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により、指定校の指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(委員の身分及び報酬)

第6条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。ただし、報酬は無償とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は学校の運営に支障を来すこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 委員にふさわしくない非行を行うこと。

(解任)

第8条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が前条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(議事)

第11条 会議に付すべき議事は、校長又は会長が提出する。

(基本方針等の承認)

第12条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 予算執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 校長は、前項において承認された基本方針に従って、学校運営を行わなければならない。

(意見の申出等)

第13条 協議会は、指定校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、法第47条の5第5項の定めるところにより、意見を述べることができる。

3 協議会は、指定校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

(運営に関する評価と情報提供)

第14条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 前項の評価は、壮瞥町立学校評価実施要綱（平成24年教委要綱第1号）の定めるところにより行うものとする。

3 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(指導及び助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 校長及び教育委員会は、協議会が適切に活動できるよう、協議会に対し情報を提供し、及びその活動を支援するよう努めるものとする。

(指定の取消し)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、指定校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。
- (2) 指定校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

2 校長は、前条第2項の規定による情報の提供及び支援に努めたにもかかわらず

ず、第12条第1項の規定による承認を得られないとき、又は協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対し、指定校の指定の取消しを申し出ることができる。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 委員の任期の開始後、最初の会議は、第10条第1項の規定にかかわらず、校長が招集する。

## 【参考資料】

### 2 壮瞥町立学校評価実施要綱

壮瞥町立学校評価実施要綱（平成24年教委要綱第1号）

（目的）

第1条 この要綱は、子どもたちが安心して生き生きとした学校生活を送ることができるよりよい学校づくりに資するため、学校の教育活動の成果や課題を把握し、学校教育活動の一層の充実を図り、よりよい学校づくりを推進するため、壮瞥町立学校管理規則（昭和46年教委規則第7号）第4条の5に定める学校評価を実施するため、そうべつ学校評価マニュアルに定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（学校評価）

第2条 学校評価は、次の3つを目的として実施する。

- (1) 教育の質の保証・向上 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。
- (2) 学校運営の改善 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
- (3) 信頼される開かれた学校づくり 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表と説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。

（学校評価を進める体制）

第3条 学校評価は、次に掲げるところにより進めるものとする。

- (1) 学校評価委員会が行う自己評価
- (2) 学校運営協議会が行う学校関係者評価
- (3) 第三者評価委員会が行う第三者評価

（学校評価委員会）

第4条 学校評価委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導部長及び評価部会長により組織する。

- 2 学校評価委員会の評価部会長の職は、校長、教頭、教務主任又は生徒指導部長が兼ねることができる。
- 3 学校評価委員会の構成員は、校長が指名する。
- 4 学校評価委員会には、重点領域等を検討するために評価部会を置くことができる。
- 5 評価部会の構成員及び評価部会長は、校長が指名する。
- 6 評価部会で検討する内容は、校長が指示するところによる。

(学校関係者評価)

第5条 学校関係者評価は、学校運営協議会が行う。

2 学校運営協議会委員は、学校関係者評価について、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 学校の取組状況について、学校行事等のほか自由に学校を訪問し、日常の教育活動を観察し、及び教職員との意見交換等を行い、並びに委員同士の情報交換等を積極的に行うこと。

(2) 教育委員会が開催する評価者研修会等へ参加すること。

(3) 学校関係者評価としての報告を取りまとめること。

3 学校関係者評価に係る会議は、壮瞥町立学校運営協議会規則（平成27年教委規則第7号）第10条、第11条及び附則第2項の規定に準じて行うものとする。

4 学校運営協議会は、年度末までに学校からの自己評価の報告を受け、その内容等についての検証や学校改善に向けた提案等を行なった上で、学校関係者評価としての報告を取りまとめなければならない。

5 壮瞥町立学校運営協議会規則第16条の規定により、学校運営協議会を置く学校の指定が取り消されたときは、学校関係者評価委員会を設置し、学校関係者評価を行う。

6 第1項から第4項まで及び第10条から第12条までの規定は、前項の学校関係者評価について準用する。この場合において、第1項中「学校運営協議会が行う」とあるのは「学校関係者評価委員会が行うものとし、学校関係者評価委員会の組織等については、壮瞥町立学校運営協議会規則第4条、第5条第1項及び第2項並びに第8条第1項の規定を準用する。この場合において、同規則第4条中「協議会」とあるのは「学校関係者評価委員会」と、同規則第8条第1項中「委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、」とあるのは「特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に」と読み替えるものとする」と、第2項及び第4項中「学校運営協議会」とあるのは「学校関係者評価委員会」と、第10条から第12条まで中「第三者評価委員」とあるのは「学校関係者評価委員会委員」と読み替えるものとする。

(第三者評価委員会)

第6条 第三者評価委員会は、壮瞥高等学校の管理職及び教育有識者等であって、教育委員会が委嘱した者（以下「第三者評価委員」という。）により組織する。

2 第三者評価委員の数は、3名以内とする。

3 第三者評価委員は第1項に掲げる者のうちから、教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

4 第三者評価委員会に、委員長を置く。

5 委員長は、委員の互選により定める。

6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(第三者評価委員の任期)

第7条 第三者評価委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、再任することができる。

2 教育長が特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に第三者評価委員の委嘱を解くことができる。

3 第三者評価委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(第三者評価委員の役割)

第8条 第三者評価委員は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 第三者評価に向けて、学校行事等のほか自由に学校を訪問し、日常の教育活動を観察し、及び教職員との意見交換等を行うこと。

(2) 学校の取組状況について、委員同士の情報交換等を積極的に行い、並びに自己評価及び学校関係者評価についての評価内容の情報を共有すること。

(3) 学校の優れた取組や学校運営の改善につなげるための課題とその改善策についての助言等を学校に対し行うこと。

(第三者評価委員会会議)

第9条 第三者評価委員会会議は、学校関係者評価の終了後、教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 第三者評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 第三者評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができ、及び壮警町教育委員会職員に第三者評価委員会の運営を補佐させることができる。

4 第三者評価委員会会議では、自己評価及び学校関係者評価の報告を受け、その内容等についての検証や学校改善に向けた提案等を行なった上で、第三者評価としての報告を取りまとめなければならない。

(報酬)

第10条 第三者評価委員に対する報酬は、無報酬とする。

(公務災害補償)

第11条 第三者評価委員の公務災害補償については、壮警町非常勤嘱託職員の取扱要綱(平成9年要綱第5号)第13条の規定を適用する。

(秘密の保持)

第12条 第三者評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱及びそうべつ学校評価マニュアルに定めるもののほか、必要は事項は別に定める。

附 則（平成 24 年 5 月 10 日教委要綱第 1 号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 16 日教委要綱第 1 号）  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 【参考資料】

### 3 壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会での検討状況

平成27年

4月8日 第1回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 コミュニティ・スクール制度の概要について
- 2 壮瞥町立学校運営協議会規則・制度等について

5月7日 第2回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 学校運営協議会委員の推薦状況について
- 2 今後のスケジュールについて

6月5日 第3回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 平成27年度学校評価書について

9月2日 第4回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 学校運営協議会マニュアル案について

10月1日 第5回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 平成27年度学校評価中間状況について
- 2 学校運営協議会マニュアル案について

11月9日 第6回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 学校運営協議会マニュアル案について

1 2月1日 第7回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 学校運営協議会マニュアル案について

平成28年

2月1日 第8回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 平成27年度学校評価のとりまとめについて
- 2 学校運営協議会マニュアルのとりまとめについて

3月2日 第9回壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会会議  
(於：壮瞥町地域交流センター)

【会議内容】

- 1 平成27年度学校運営協議会運営の総括について
- 2 学校運営協議会マニュアルの配布について
- 3 平成28年度学校評価の重点目標等について

上記のほか、本マニュアルの策定、学校運営協議会の運営及び学校評価について、適宜、北海道教育庁胆振教育局のご指導、ご助言をいただきました。

【会議での検討・協議の様子】



## 壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員名簿

壮瞥町立久保内小学校長、壮瞥町校長会長	後藤 順一
壮瞥町立壮瞥小学校長	長谷川 秋美
壮瞥町立壮瞥中学校長	千葉 光弘
壮瞥町立久保内中学校長	大村 浩喜
壮瞥町立壮瞥高等学校長	五十嵐 晋
<b>事務局</b>	
壮瞥町教育委員会生涯学習課長	小林 一也
壮瞥町教育委員会生涯学習課長補佐	永堀 善之
壮瞥町教育委員会生涯学習課主幹	今川 智子
壮瞥町立久保内小学校事務職員	阿部 昌子

## 調査研究を終えて（編集後記）

平成27年度から始まりました本町のコミュニティ・スクール制度の導入において、まさに、手探りの状態から始めなければならず、先進事例等を参考にしながらも、学校運営協議会の運営をどのように行っていくべきなのか、非常に不安を抱えながらスタートを切りました。

幸いにも、文部科学省委託事業「学校を核とした地域力強化プランーコミュニティ・スクール導入等促進事業」の指定を受け、『『地域とともにある学校づくり』の推進』を研究課題として、調査研究に取り組むことができ、町内各学校が情報の共有と連携を図りながら、本冊子としてまとめることができ、コミュニティ・スクール制度への理解が深まるとともに、壮瞥町型のコミュニティ・スクール制度の確立・推進の手がかりを得ることができました。

幸いにも、平成23年度の文部科学省委託事業「学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた実践研究」での調査研究の結果として、壮瞥町型学校評価システムが構築され、学校評価を通じて、保護者、地域住民の協力を得ながら、地域とともにある学校づくりが進められており、本町におけるコミュニティ・スクール制度を推進していく土壌がある程度形成されていたことは、本調査研究を進めていくうえで大いに役立ったものと感じております。

学校運営協議会の委員を引き受けてくださった保護者、地域住民の方々も、コミュニティ・スクール制度をすぐに理解していただき、1年目の取組としては、大変充実したものになったと感じております。

壮瞥町におけるコミュニティ・スクール制度の運用は、まだ緒に就いたばかりであり、更に継続的な研究と実践が必要と考えておりますが、本冊子が活用され、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域総掛かりで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の更なる充実を期待しております。

終わりにになりましたが、本研究の推進にあたり、ご指導・ご助言をいただいた北海道教育庁胆振教育局など、関係の方々には厚くお礼を申し上げます。また、本研究の推進力となってくださった壮瞥町コミュニティ・スクール制度推進委員会の皆様に心より敬意を表し、感謝申し上げます。

平成28年3月

壮瞥町校長会長  
久保内小学校長 後藤 順一